

技術士制度をめぐる現状と課題

令和 7 年 5 月 2 7 日

科学技術・学術政策局人材政策課

これまでの技術士分科会での審議状況

第10期技術士分科会では、「技術士制度改革に関する論点整理」に基づき、多くの若手技術者や修習技術者が技術士を目指すとともに、国際的な実質的同等性の確保や技術士資格の活用を図るため、初期専門能力開発（IPD：Initial Professional Development）から、技術士資格取得、資格取得後の継続研さん（CPD：Continuing Professional Development）及び資格活用に至るまで、生涯に亘り一貫した整合性のあるシステムの構築・改善を行うための検討を進めた。



第12期技術士分科会では、第11期技術士分科会での審議に続き、特に、第9期以降精力的に審議を重ねてきたIPD制度について、技術士を巡る国内外の情勢変化等も踏まえつつ、制度の具体化について一定の結論を出すことに注力しつつ、以下の項目について検討を継続的に実施した。

- （１） IPD制度の整備・充実
- （２） 技術士補制度の見直し
- （３） 技術士第一次試験の適正化
- （４） 継続研さんの充実・強化
- （５） 更新制の導入
- （６） 総合技術監理部門の位置付けの明確化
- （７） 技術士資格の国際的な実質的同等性の確保
- （８） 活用促進・普及拡大

第13期以降の技術士制度改革における継続的検討事項

第13期技術士分科会では、第12期技術士分科会での審議において一定の結論を出したIPD制度について実質化を進めるとほか、技術士を巡る国内外の情勢変化等も踏まえつつ、以下の項目について検討を継続的に実施

1. 受験手数料及び登録手数料見直し

⇒実費勘案分（物価上昇への対応）のみならず、以下の要素も考慮。

- ◎利便性の抜本的向上（手続きのオンライン化、試験地の増加）
- ◎受験者数の増加方策（受験者数の増加に資する広報活動の抜本的強化）
- ◎レジリエントな体制（サイバーセキュリティ対策、災害への備え）の確保

2. 技術士の人材育成に当たっての一貫した整合性のあるシステム（IPD システムの本格化、IPDから資格取得、資格取得後のCPD及び資格活用を含む）の検討

⇒システムの本格化

⇒技術士補制度について、第11期IPD作業部会においては、IPDでの履修による専門科目の補完は可能であると考え、指導技術士の部門制限を撤廃するべきであるとの結論に至っており、第12期における**IPD制度の整備・充実に向けた検討と併せて、同制度の見直しに向けて継続して審議**

第13期以降の技術士制度改革における継続的検討事項

3. 技術士補制度の見直し及び技術士第一次試験の適正化の検討（継続実施）

- 平成15年の部門見直し（原子力・放射線部門の新設等）の後、第8期において**専門科目を「系」に分類する等の大括り化する考え方**が示されているところ
- 第13期におけるIPD制度の実質化に向けた検討と併せて、指導技術士の部門制限の撤廃及び、それに**連動する専門科目の大括り化の是非について継続して審議**

4. 総合技術監理部門の位置付けの明確化

- 総合技術監理部門（総監）は日本独自の技術部門であり、海外の資格との関係性・国内外における位置付けの明確化が必要
- 技術士会にて実施した総合技術監理部門に関するアンケート結果や、国際的同等性の観点を十分に考慮しつつ、総監に係る**現状把握と課題の分析を進め、継続して審議**

5. その他、留意すべき事項

- 国内外の社会情勢変化や、他の科学技術・イノベーション政策の動向のほか、技術士資格の国際的な実質的同等性の確保について留意
- 技術士資格の活用促進・普及拡大に向けた活動を13期も継続的に実施。その際、技術士制度の社会的な認知度向上のみならず、技術士の人材育成に当たっての一貫した整合性のあるシステムに十分に配慮

技術士制度改革における検討事項（受験手数料及び登録手数料見直し）

- 現在の手数料は約 30 年前に定められたものであるところ、消費税の増税、原材料やエネルギー価格の高騰や郵便料金の値上げ等による物価、物流費、労働者の賃金や時給単価の上昇による人件費の上昇に対応できておらず、技術士会の試験事務に係る技術士会の収支に影響を及ぼしている状況。
- また、国内外の情勢や技術者に期待される役割の変化を踏まえ、技術士試験受験者及び技術士登録者のニーズを踏まえた利便性の抜本的向上を推進することが求められている。
- ついては、技術士法施行令を改正し、以下のとおり令和 8 年から受験手数料及び登録手数料を見直す。

※なお、若手受験者への配慮のため、技術士一次試験の手数料見直し幅は最低限とする。

①受験者・登録者の利便性向上

技術士試験・登録手続きのオンライン化

- ・ 受験申込申請から成績通知書発行まで、技術士・技術士補登録申請から登録証発行まで、登録事項変更・再交付申請をそれぞれオンライン化
- ・ 記述式答案採点のオンライン化（第二次試験（記述式））
- ・ 受験手数料・登録手数料振込のオンライン化

試験地の増加

- ・ 受験申込者数が多い県に試験地を設置
- ・ 受験申込者の利便性のため、地域に第二試験地を設置

②受験者数の増加方策

受験者数の増加に資する広報活動の抜本的強化

- ・ 試験ポスターの作成・郵送
- ・ 広報動画の作成・公開

③レジリエントな体制確保

- ・ 試験関連電子データの維持・管理（セキュリティ対策）
- ・ 災害への備え（自然災害等への対応に資する予備費）

④実費勘案分（物価上昇への対応）

- ・ 過去 3 ヶ年の実績を踏まえた増額

➡ 今回の受験手数料及び登録手数料の見直しにより、物価上昇への対応に加え、受験者・登録者に裨益する改革を推進。

※ 今後、以下の項目をはじめとする技術士試験・登録システムのフルデジタル化を検討予定

- ・ 受験手数料・登録手数料振込のオンライン化
- ・ 技術士一次試験及び技術士二次試験（選択肢）に関する CBT 導入
- ・ 技術士二次試験（筆記）のオンライン化（試験・採点を含む）
- ・ 技術士二次試験（口頭）のオンライン化
- ・ マイナンバーシステムへの連携 等

※ CPD(Continuing Professional Development：継続研さん)の充実、および、IPD(Initial Professional Development：初期専門能力開発)の導入促進については、技術士制度改革の推進に必要な不可欠な要素であることから、手数料の見直しとは別に具体的な検討を進める。

技術者の育成に関する現状・課題・今後の方向性（案）①

（科学技術人材多様化WG（第1回）資料2－1より抜粋）

1. 基本的な考え方

2. 現状・課題

（1）大学・大学院及び高等専門学校における工学系教育の充実・強化

（2）産学で活躍する優れた技術者の確保・活躍促進

① 大学・企業等における技術者の育成・確保

② 大学等における技術職員の育成・確保

（3）技術士制度の活用促進

（これまでの取組と現状）

○ 技術士制度は、「科学技術に関する技術的専門知識と高等の専門的応用能力及び豊富な実務経験を有し、公益を確保するため、高い技術者倫理を備えた、優れた技術者の育成」を図るための国による資格認定制度であり、科学技術・学術審議会 技術士分科会における継続的な議論を背景に、産業のグローバル化の中で、技術士が国境を越えて活躍するために必要な国際的な実質的同等性を確保した上で、科学技術・イノベーションの発展等に対応する継続的な制度改善の取組を進めている。

○ 現在、技術士資格の取得後も、技術士が社会ニーズの変化にも的確に対応できるよう自己研さんを積み、資質能力の向上を図ることができるよう、CPD(Continuing Professional Development: 継続研さん)活動を支援するシステムの構築・改善を進めてきたほか、若手技術者に対して時代に即した資質能力開発支援を行うためのIPD(Initial Professional Development: 初期専門能力)システムの構築に向けた検討を進めているところ。

（課題・指摘事項等）

○ 優秀な技術者の維持・確保に向けては、国際標準の能力を保証された人材を社会が十分に認知し、活躍できる環境を形成することが重要であることから、JABEE認定との連携も図りながら、技術士制度の周知・活用に向けた取組を一層進める必要がある。

○ 技術士の人材育成を推進するため、若手技術者に対する初期専門能力の育成から、資格取得、取得後の継続研さんまでの一貫した支援の構築が期待されている。

技術者の育成に関する現状・課題・今後の方向性（案）②

（科学技術人材多様化WG（第1回）資料2－1より抜粋）

3. 今後の方向性（案）

（必要と考えられる取組（案））

- ・ 国は、技術士制度の周知・活用に向けた取組を推進する。具体的には、技術士及び技術士（CPD認定）の配置に関して、官公庁における入札・補助金の要件化等を進めるほか、応用研究等を実施する事業において、必要に応じ、技術者（特に技術士）の参画を求める等、技術士資格の普及・広報を推進する。
- ・ 国は、JABEE認定との連携も図りながら、IPDシステムの活用から、技術士資格の取得、資格取得後のCPD活動までの一貫した整合性あるシステムの構築・改善に向けて検討する。
- ・ 以上の点について、国は、技術士分科会における検討を加速する。

（人材委員会（第108回）資料1－3①より抜粋）

第1回科学技術人材多様化ワーキング・グループ（令和7年5月13日）における主な意見

【技術者関係】

（技術士について）

- 技術士の資格試験は難易度が高いと思われる中で、制度の活用促進を図るためには、インセンティブが見えるようにしていくこと、自立した技術者をリスペクトしていく社会の雰囲気醸成が必要。
- 技術士資格を取得することのメリットが薄れてきているため、インセンティブの確立や資格取得の入り口を下げる等の工夫が必要ではないか。

これまでの技術士法の改正の経緯

(1)昭和32年 技術士法制定

- ・予備試験及び本試験を実施、本試験合格者が技術士の資格を有する
- ・本試験受験資格は、予備試験合格又は免除事項（大学等の理科系統の課程を卒業した者他）該当に加え7年超の業務経験

(2)昭和58年 全面改正

若手優秀人材の技術士への参入促進、高学歴化進行による予備試験免除者増加に対応

- ・予備試験廃止、試験種別を第一次試験及び第二次試験（旧本試験）に変更
- ・技術士補制度創設（一次試験合格者は技術士補に登録可）
- ・第二次試験受験資格から、学歴制限を外し、技術士補として4年超又は7年超の業務経験※
- ・指定試験機関・指定登録機関制度導入

(3)平成12年 大幅改正

国際的な整合性の確保、若手優秀人材の技術士への参入促進 良質の技術士の一層の育成、技術士の公益確保の責務等の必要性の高まりへの対応

- ・国際相互承認に対応するための規定整備
- ・JABEE認定課程卒業生の第一次試験免除
- ・第二次試験受験資格中に第一次試験合格（免除）者を要件として各々に追加
- ・第二次試験受験資格に優秀な指導者による監督の下で4年超の業務経験※を追加
- ・技術士の資質向上及び公益確保の責務を新設

※業務経験期間は文科省令に委任

技術士試験受験手数料及び登録手数料の改訂経緯

一次試験・二次試験手数料 ⇒ 平成6年の改訂以降、30年間据え置き

登録証訂及び再交付、登録手数料 ⇒ 平成9年の改訂以降、27年間据え置き

	S32.12.23	S.41.4.1	S42.8.1	S50.7.5	S52.5.1	S53.4.1	S56.4.1	S59.4.1	H3.4.1	H6.4.1	H9.4.1
(試験関係)											
1. 技術士第二次試験 (旧 技術士本試験)	1,000円 →	2,000円 →		→ 4,000円 →		5,000円 →	6,000円 →	12,000円 →		14,000円 →	
2. 技術士第一次試験								9,000円 →		11,000円 →	
3. 技術士予備試験	500円 →			→ 1,000円 →		2,000円 →	4,000円 →	廃止			
(登録関係)											
1. 登録証訂及び再交付	180円 →	300円 →		→ 1,000円 →		2,000円 →	4,000円 →	5,000円 →	5,500円 →	6,000円 →	6,500円 →
2. 登録手数料	3,000円							5,000円 →	5,500円 →	6,000円 →	6,500円 →
3. 登録免許税			10,000円	→	30,000円			(士)30,000円 (補)15,000円			

赤文字部分が現在の金額